

○国立大学法人筑波大学特別顧問規則

平成24年3月29日
法人規則第32号

国立大学法人筑波大学特別顧問規則

(趣旨)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に置く特別顧問に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 特別顧問は、学長の求めに応じて、国立大学法人筑波大学経営協議会規則（平成16年法人規則第2号）第9条の規定に基づき、経営協議会に出席し、法人の経営に関し助言し、意見を述べる。

(選考)

第3条 特別顧問は、前条の職務に関し高い識見を有する学外者のうちから、役員会の議を経て学長が委嘱する。

(任期)

第4条 特別顧問の委嘱期間は、当該特別顧問を委嘱する学長の任期を超えない範囲で、学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 特別顧問には、別に定める報酬及び旅費を支給する。ただし、学長が特に認める場合は、無報酬とすることができる。

(雑則)

第6条 この法人規則に定めるもののほか、特別顧問に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。